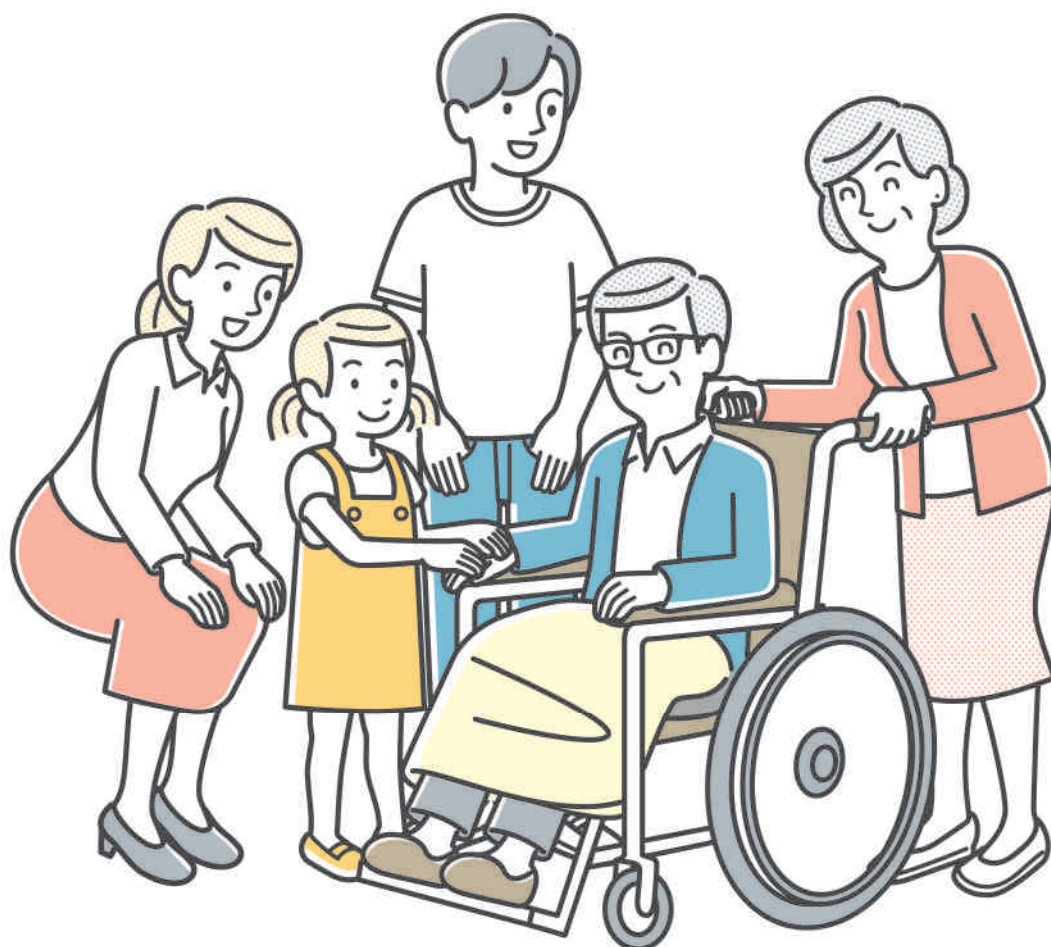


2024 年介護保険 制度改正のお知らせ



2024 年度から 2026 年度までの「町田市いきいき長寿プラン 24-26」(第 9 期町田市介護保険事業計画)が始まります。

第 9 期介護保険事業計画の開始に伴い、主な変更のポイントについてまとめました。

制度改正のポイント

- 介護保険料が変わります(4 ページ)
- 一部の福祉用具にレンタルと購入の選択制が導入されます(5 ページ)
- 要支援 1・2の方のケアプランを作成できる事業所が拡大されます(5 ページ)

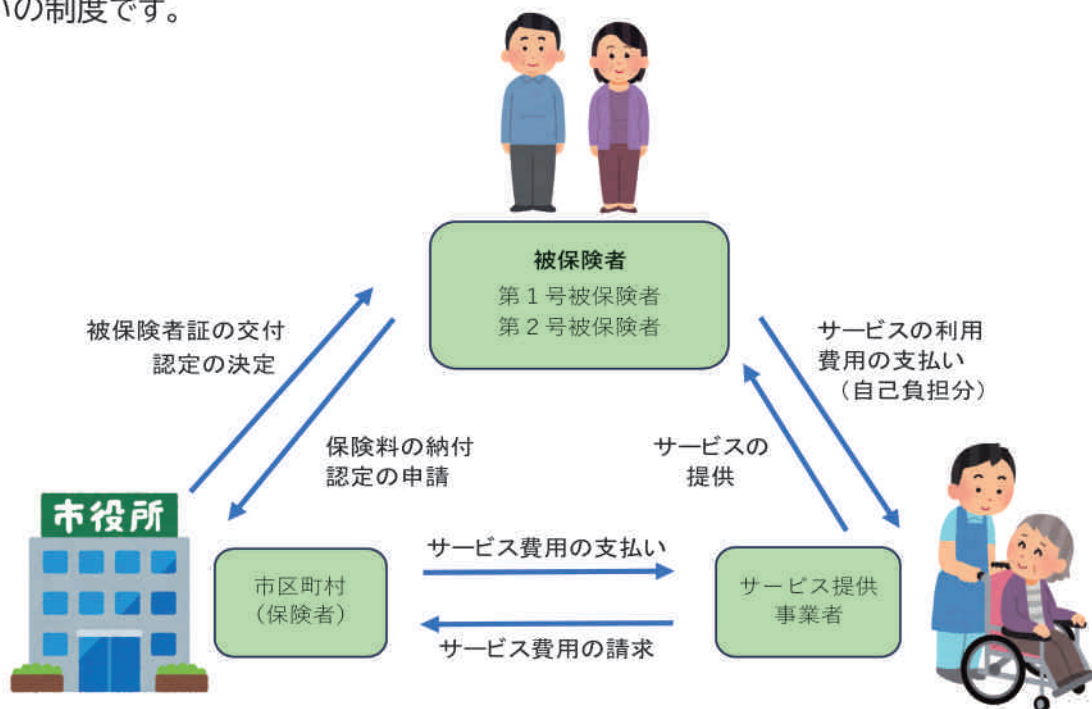
介護保険のしくみ

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支えるためにつくられた制度です。

介護保険は、40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、様々な介護サービスを利用することができます。

介護サービスを利用することで、本人や家族にかかる身体的・経済的な負担を軽減します。

介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし、いつまでも自立した生活を送るための支え合いの制度です。



第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

介護サービスに係る費用の財源は、保険料50%と公費50%で負担するしくみとなっています。このうち第1号被保険者の負担は23%となっております。

市は、安定した制度運営を行うため、3年度ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間にかかる総事業費の推計を行い、必要となる保険料を算出し、介護保険料を改定します。

介護サービスに係る費用の財源構成(イメージ)



第1号被保険者の介護保険料の基準となる月額基準額(1か月あたりの保険料額)は、以下のとおり算出します。

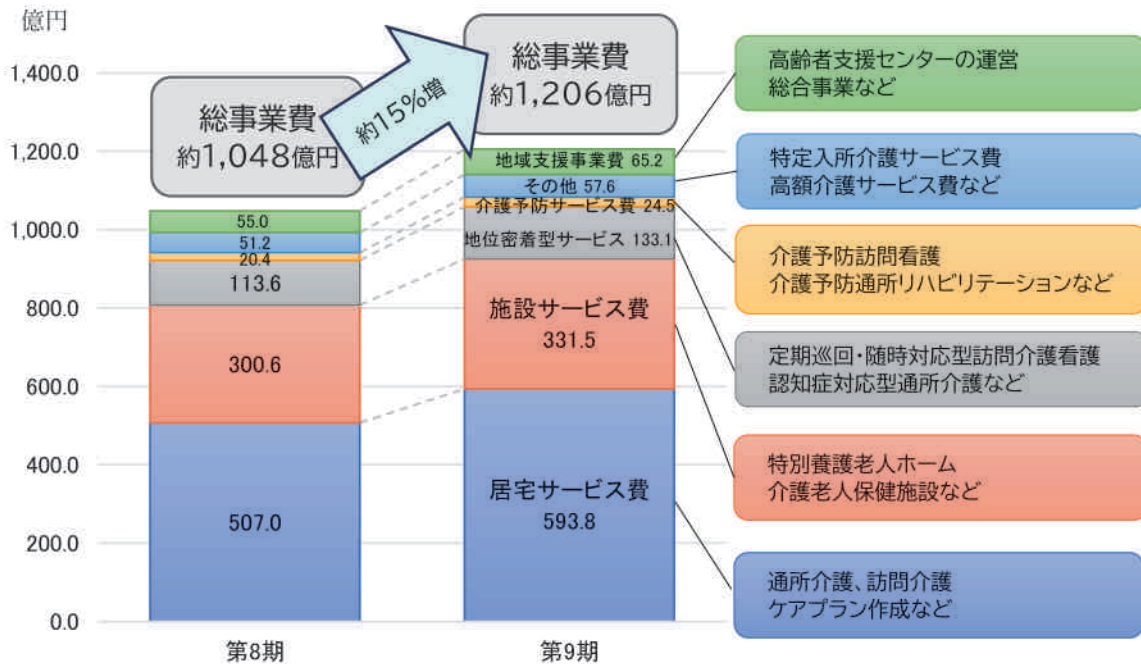
$$\text{月額基準額} = \frac{\text{3年間に必要な介護保険料額}}{12\text{か月}}$$

$$\text{月額基準額} = \frac{\text{3年間の総事業費} \times \text{第1号被保険者負担割合 23\%} \div \text{介護保険料収納率}}{\text{3年間の第1号被保険者延べ人数} \div 12\text{か月}}$$

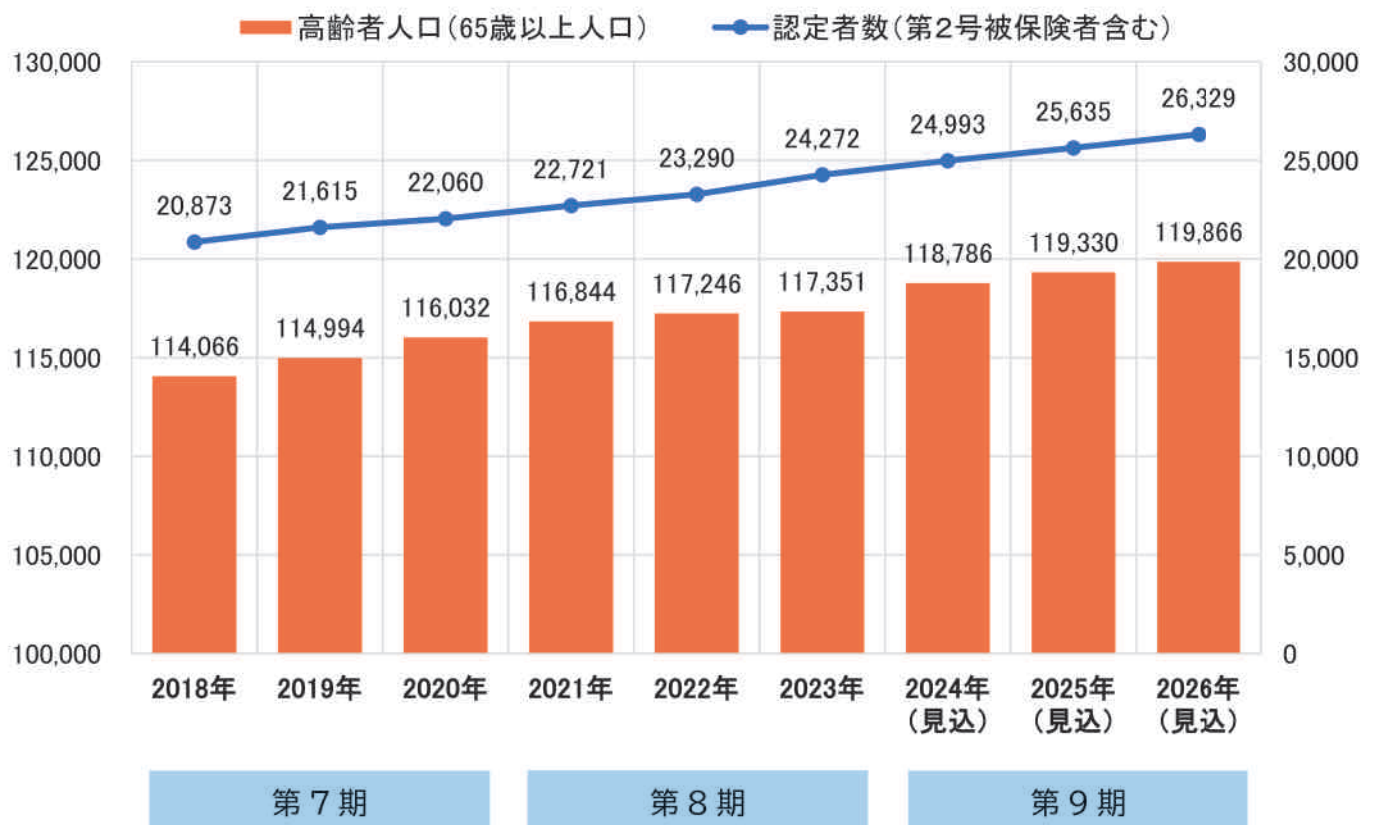
第9期介護保険事業計画の総事業費の見込み

高齢者人口が年々増加し、要介護・要支援認定者も同様に伸びていることから、介護保険の事業費は年々増加傾向にあります。第9期における総事業費は約1,206億円と見込まれ、第8期の1,048億円から約158億円増額となります。

第9期介護保険事業計画の総事業費(見込)



高齢者人口と要介護・要支援認定者数の推移



介護保険制度の主な変更点

① 介護保険料が変わります

2024年4月から介護保険料月額基準額を5,750円から6,040円に改定します。

所得水準に応じたきめ細かい保険料設定を行うため、所得段階を現行の15段階から19段階に増やすとともに、上限を1,500万円以上から2,000万円以上に変更し、保険料率も見直します。

2024年度の介護保険料は7月にお送りする「介護保険料決定通知書」にてご確認ください。

●所得段階別介護保険料額

介護保険料は、前年の所得や世帯の課税状況等により算定されます。

課税状況		第8期事業計画				第9期事業計画			
世帯 ※2	本人	要件	所得区分	保険料率	年額 月額	要件	所得区分	保険料率	年額 月額
生活保護受給者等※1	非課税	生活保護受給者等※1	第1段階	0.30	20,700円	生活保護受給者等※1	第1段階	0.285	20,600円
		老齢福祉年金受給者				老齢福祉年金受給者			
非課税	非課税	合計所得金額※3 課税年金収入額※4	80万円以下	0.375	1,725円	合計所得金額※3 課税年金収入額※4	80万円以下	0.375	1,721円
			80万円超 120万円以下		25,800円 2,156円		80万円超 120万円以下		27,100円 2,265円
		120万円超	第3段階	0.70	48,300円 4,025円		120万円超	0.685	49,600円 4,137円
			第4段階		53,400円 4,456円		80万円以下		56,100円 4,681円
		80万円以下	第5段階 (基準額)	1.00	69,000円 5,750円		80万円超	1.00	72,400円 6,040円
			第6段階		74,100円 6,181円		125万円未満		77,900円 6,493円
		125万円未満	第7段階	1.225	84,500円 7,044円		125万円以上 190万円未満	1.225	88,700円 7,399円
			第8段階		96,600円 8,050円		190万円以上 300万円未満		101,400円 8,456円
		300万円以上 500万円未満	第9段階	1.60	110,400円 9,200円		300万円以上 400万円未満	1.60	115,900円 9,664円
			第10段階		124,200円 10,350円		400万円以上 500万円未満		126,800円 10,570円
課税	課税	合計所得金額※3 (特別控除後)	500万円以上 700万円未満	1.80	138,000円 11,500円	合計所得金額※3 (特別控除後)	500万円以上 600万円未満	1.90	137,700円 11,476円
			第11段階		138,000円 11,500円		600万円以上 700万円未満	2.05	148,500円 12,382円
		700万円以上 900万円未満	第12段階	2.20	151,800円 12,650円		700万円以上 800万円未満		159,400円 13,288円
			第13段階		165,600円 13,800円		800万円以上 900万円未満	2.35	170,300円 14,194円
		900万円以上 1,100万円未満	第14段階	2.60	179,400円 14,950円		900万円以上 1,100万円未満		181,200円 15,100円
			第15段階		193,200円 16,100円		1,100万円以上 1,300万円未満	2.70	195,600円 16,308円
		1,100万円以上 1,300万円未満	第16段階	2.90	210,100円 17,516円		1,300万円以上 1,500万円未満		224,600円 18,724円
			第17段階		224,600円 18,724円		1,500万円以上 2,000万円未満	3.10	239,100円 19,932円
		1,300万円以上 1,500万円未満	第18段階	3.30	239,100円 19,932円		2,000万円以上		
			第19段階						

- ※1 生活保護受給者等…生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者
 ※2 世帯…住民票上の同一世帯員に市民税（均等割額や所得割額）の課税者がいれば課税世帯となります。
 ※3 合計所得金額…賦課年度前年中の総所得金額と株式・土地等の分離譲渡所得（土地等は特別控除前）及び山林所得等の合計金額（各種損失の繰越控除前）です。ただし、令和6年度からは、第1段階から第5段階に該当する場合で合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、所得金額の調整を行います。
 ※4 課税年金収入額…賦課年度前年中の国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる公的年金の収入額です。障害年金・遺族年金等の非課税年金は含みません。

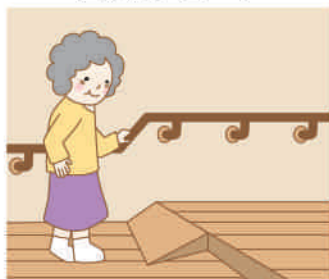
② 一部の福祉用具にレンタルと購入の選択制が導入されます

2024年4月から、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖について、レンタルと購入の選択制が導入されます。

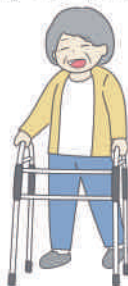
福祉用具のレンタルや購入は、そのほかのサービスと組み合わせたケアプラン全体の中で考える必要がありますので、まずは、**ケアプラン全体を把握しているケアマネジャーにご相談ください。**

レンタルと購入で選択可能なもの

・固定用スロープ



・歩行器 ※歩行車を除く



・単点杖、多点杖 ※松葉づえを除く



③ 要支援1・2の方のケアプランを作成できる事業所が拡大されます

2024年4月から、町田市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所も要支援1・2の方のケアプランを作成することが可能です。

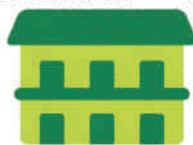
〈現行〉

要支援1・2の方



ケアプラン作成
を依頼

高齢者支援センター
(地域包括支援センター)



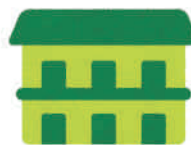
〈改定後〉

要支援1・2の方



ケアプラン作成
を依頼

高齢者支援センター
(地域包括支援センター)



介護予防支援の指定を受けた
居宅介護支援事業所



※要介護1～5の方のケアプランは、従来どおり居宅介護支援事業所が作成します。

④ 施設やショートステイにおける居住費の標準的な金額が引き上げられます (2024年8月～)

⑤ 介護老人保健施設と介護医療院の多床室の室料について、自己負担が発生 します(2025年8月～)

町田市の相談・申請の窓口

高齢者支援センター・あんしん相談室は、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生活できるよう、必要な支援や情報提供を行う相談窓口です。

あんしん相談室は、高齢者支援センターの出先機関であり、高齢者支援センターと同様の相談ができます。

※町田市では、介護保険法に基づき設置される地域包括支援センターについて、対象者や役割をわかりやすくするため、「高齢者支援センター」と呼んでいます。

【高齢者支援センター・あんしん相談室開所日】

開所日 月曜日～土曜日（日祝休日・12/29～1/3を除く）

開所時間 8:30～17:00（緊急時は休日・時間外でも対応します）

地区	名称	連絡先	所在地	担当地域
堺・忠生地区	① 堺第1高齢者支援センター	042-770-2558	相原町2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)	相原町
	② 相原あんしん相談室	042-700-7121	相原町1158-26	
	③ 堺第2高齢者支援センター	042-797-0200	小山ヶ丘1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)	小山町、小山ヶ丘、上小山田町
	④ 小山あんしん相談室	042-794-8751	小山町2619	
	⑤ 忠生第1高齢者支援センター	042-797-8032	下小山田町3580 ふれあい桜館1階	図師町、下小山田町、忠生、 矢部町、小山田桜台、常盤町、 根岸町、根岸
	⑥ 忠生あんしん相談室	042-792-8888	忠生3-1-34 もりやハイツⅡ 101号室	
	⑦ 忠生第2高齢者支援センター	042-792-1105	山崎町2200 山崎団地3-18棟101号	山崎町、山崎、木曽町、木曽西、 木曽東(都営木曽森野アパートを除く)、 本町田の一部(公社住宅町田木曽)
	⑧ 木曽あんしん相談室	042-794-7901	木曽東1-34-10 ちひろマンション101	
鶴川地区	⑨ 鶴川第1高齢者支援センター	042-736-6927	薬師台3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)	小野路町、野津田町、金井、 金井町、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台
	⑩ 大蔵あんしん相談室	042-708-8964	大蔵町806	
	⑪ 鶴川第2高齢者支援センター	042-737-7292	能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、 広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川
	⑫ 鶴川あんしん相談室	042-718-1223	鶴川6-7-2-103	
町田地区	⑬ 町田第1高齢者支援センター	042-728-9215	森野4-8-39 (特別養護老人ホームコモンズ内)	原町田(都営金森1丁目アパートを除く)、 中町、森野、旭町、 木曽東の一部(都営木曽森野アパート)
	⑭ 原町田あんしん相談室	042-722-8500	原町田4-24-6 セリがや会館1階	
	⑮ 町田第2高齢者支援センター	042-729-0747	本町田2102-1 (本町田高齢者在宅サービスセンター内)	本町田(公社住宅町田木曽を除く)、 藤の台、南大谷の一部(公社住宅本町田)
	⑯ 本町田あんしん相談室	042-860-7870	藤の台1-1-50-109	
	⑰ 町田第3高齢者支援センター	042-710-3378	玉川学園3-35-1 (玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)	玉川学園、 南大谷(公社住宅本町田を除く)、 東玉川学園
	⑱ 南大谷あんしん相談室	042-851-8421	南大谷205-1-2	
南地区	⑲ 南第1高齢者支援センター	042-796-2789	南町田5-16-1 (特別養護老人ホーム芙蓉園内)	南町田、鶴間、小川、つくし野、 南つくし野
	⑳ 小川あんしん相談室	042-812-2127	小川6-1-11	
	㉑ 南第2高齢者支援センター	042-796-3899	金森東3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、 原町田の一部(都営金森1丁目アパート)
	㉒ 成瀬が丘あんしん相談室	042-795-9100	成瀬が丘2-23-4 ペルハイツ成瀬1-A号室	
	㉓ 南第3高齢者支援センター	042-720-3801	西成瀬2-48-23	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台
	㉔ 成瀬台あんしん相談室	042-732-3239	成瀬台3-8-1	

専門スタッフがご相談に応じます

(主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師・ケアマネジャー等)

業務内容例

- ・介護保険の相談、認定申請受付
- ・認知症の全般的な相談や専門医療機関等の情報提供
- ・日常生活における不安なこと、お困りごとの相談受付
- ・介護予防に関する講座の開催
- ・高齢者虐待に関する相談受付・対応・防止
- ・一人暮らし高齢者等の見守り支援ネットワークの整備

など



介護保険認定申請の窓口

介護サービスを利用するためには、申請をして要介護(要支援)認定を受けることが必要です。

※ 要介護(要支援)認定申請ができるのは、第1号被保険者(65歳以上の方)と、第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)で老化が原因とされる病気(16種類の特定疾病)で、介護や支援が必要になった方です。

要介護(要支援)認定申請受付窓口 1. 各高齢者支援センター 2. 介護保険課 3. 高齢者支援課 4. 各市民センター (堺・小山・忠生・鶴川・南・なるせ駅前)	必要書類 ●介護保険認定申請書 (申請窓口にあります。町田市のホームページからもダウンロードできます。) ●介護保険被保険者証(65歳以上の方) ●健康保険被保険者証の写し
---	---

※ 要介護(要支援)認定申請は、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

お問い合わせ先

お問い合わせ内容	課名	係・担当名	電話番号
要介護(要支援)認定申請、結果に関する事	介護保険課	認定係	042-724-4365
介護サービスに関する事		給付係	042-724-4366
介護保険の資格、介護保険料の賦課に関する事		保険料係	042-724-4364
介護予防に関する事	高齢者支援課	高齢者健康づくり担当	042-724-2146
在宅を支えるサービスに関する事 高齢者の権利擁護に関する事		高齢者相談・支援担当	042-724-2141
医療と介護の連携に関する事 認知症に関する事		医療・介護連携／ 認知症施策担当	042-724-2140
高齢者支援センター、あんしん相談室に関する事		地域支援事業推進担当	042-785-5199
介護保険料の口座振替などに関する事	納税課	収納係	042-724-2121
介護保険料の納付相談に関する事		債権対策係	042-724-2121